

令和 5 年 8 月 21 日 (月)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

賃金補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 640

大分地方最低賃金審議会の開催について

～大分県最低賃金の改正決定に関する異議の申出について諮問・審議予定～

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

当審議会の傍聴を希望される方は、下記の 5. 申込要領によりお申込みください。

現在、大分労働局（局長 ^{さとう ひろみち} 佐藤 広道）では、令和 5 年 8 月 10 日（木）に行われた大分地方最低賃金審議会（会長 ^{いだ まさき} 井田 雅貴）からの大分県最低賃金の改正決定についての意見の提出（答申）を受けて、最低賃金法第 12 条に基づき、その要旨を公示するとともに、当該大分県最低賃金の改正決定について、当県内の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）から、同年 8 月 25（金）まで異議の申出を受け付けているところです。【別添 2 - ①、2 - ②参照】

上記の異議の申出があった場合は、下記により開催する大分地方最低賃金審議会において大分労働局長から当該異議の申出について諮問を行い、審議を行います。

その審議の結果、大分地方最低賃金審議会から大分労働局長に答申がなされ、大分労働局長が改正の決定を行うこととなります。【別添 3 参照】

記

1. 日 時

令和 5 年 8 月 28 日（月） 午前 10 時 00 分から

2. 場 所

大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室
(大分市東春日町 17 番 20 号)

3. 議 題

- (1) 大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見に対する異議申出について（諮問）
- (2) 上記（1）の異議申出に対する取扱いについて（審議）
- (3) 特定最低賃金の改定決定の必要性の有無について（運営小委員会報告）
- (4) 特定最低賃金の改定決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金の改定決定について（諮問）
- (6) その他

4. 傍 聴 者 若干名

5. 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、及び所属を御記入の上、メールまたは、郵送（申込者記載例参照）にて以下の宛先までお申込みください。後日、当方よりご連絡を差し上げます。

〈メール〉：chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp

〈郵 送〉：大分労働局労働基準部賃金室あて

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

申込締切日は、次のとおりです。

・令和 5 年 8 月 25 日（金）＊午後 1 時（必着）

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。
- (3) なお、事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

6. そ の 他

傍聴される場合には、別紙の留意事項を厳守してください。

車椅子を御使用される方は、その旨を申込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

7. 添付資料

- 1 令和5年度審議日程
- 2 - ① 大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）
- 2 - ② 最低賃金法【抄】
- 3 地域別最低賃金の改正手続の流れ

(申込書記載例)

令和 年 月 日

大分労働局 労働基準部 賃金室 あて

傍 聴 申 込 書

郵便番号 ー

電話番号 ー ー

所在地又は住所

所属団体又は勤務先

氏 名

傍聴される皆様の留意事項

1. 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
2. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
3. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
4. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
5. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6. 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
7. プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
8. ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
9. 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. その他、大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。

令和5年度審議日程

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容	
7月4日	火	14:00	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程	済
7月27日	木	13:30	専門部会	部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取	済
8月1日	火	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問	済
8月1日	火	本審終了後	専門部会	金額審議（1回目）	済
8月3日	木	10:00	専門部会	金額審議（2回目）	済
8月7日	月	10:00	専門部会	金額審議（3回目）	済
8月10日	木	10:00	専門部会	金額審議（4回目）	済
8月10日	木	16:00	本審	答申：10月6日（金）発効	済
8月17日	木	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取	済
8月28日	月	10:00	本審	異議審議（8月10日答申分）	予定
9月25日	月	13:30	特定最賃合同会議		
9月28日～ 10月24日			各部会	金額審議	
10月25日	水	13:30	本審	特定最賃答申：12月25日（月）発効	
11月10日	金	10:00	本審	異議審議	
3月5日	火	16:00	本審	意向表明	

*上記日程は変更となる場合があります

写

大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大分労働局一般公示第 13 号

令和 5 年 8 月 10 日、大分地方最低賃金審議会から大分県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大分県の区域内の事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき、令和 5 年 8 月 25 日（金）までに大分労働局長（大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階 大分労働局労働基準部賃金室内）あてに異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 5 年 8 月 10 日

大分労働局長 佐藤 広道

記

大分県最低賃金の改正決定に係る大分地方最低賃金審議会の意見の要旨

大分県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 899 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 5 年 10 月 6 日

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）【抄】**（地域別最低賃金の決定）**

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

（地域別最低賃金の改正等）

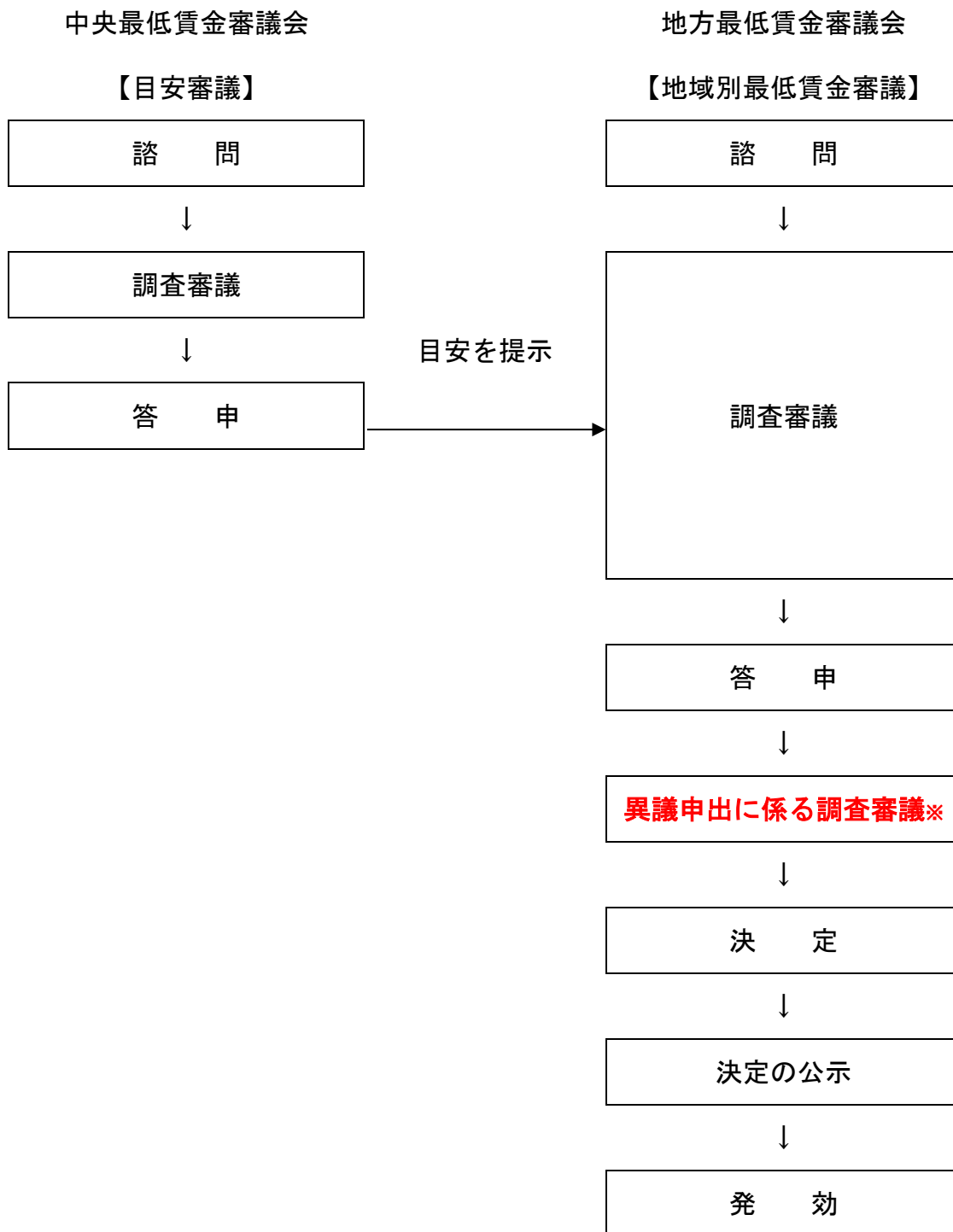
第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の公示及び発効）

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催